

# 琉球在番奉行の一考察

徳 永 和 喜

琉球在番奉行系図が存在したであろうことは『旧記雜録追録』の収載文書に「琉球在番系図之中」として、初代川上忠通と二代目町田久則及び関係事項が記載されている（同史料、五卷四六三号文書）。また、『南島雜話』を著わした名越左源太が「琉球在番并冠船奉行系図外二も段々書留有之」（「常不止集」、島津家文書）と、史料を残している。さらに、武藤長平氏が「薩藩及び南島の支那語学奨励・在番奉行一覽」（鹿児島県立図書館、一九一九年）を発表され、史料の書写であろうことがうかがえる。いずれも底本が違う史料のよう思うられる。武藤氏のは寛延三年迄の在番奉行就任年と氏名・付衆氏名、宝暦六年迄の在番奉行就任年と氏名（通称だけでなく諱もかなり含）である。名越左源太引用史料は後述するように天保年間迄、しかも関連内容を含んでいる。この名越左源太史料を活字化したのが東恩納寛惇氏の『南島風土記』で、活用の意義は大きく、また、中山盛茂編『琉球史辞典』で再掲されている。しかし、在番奉行の系図としても、若干不備があり、訂正の必要があったが、在番奉行に付随した事項を割愛していることは同史料が在番奉行を考察するうえに、現在唯一ともいえる貴重な史料であることから、ここに基本史料として全文を掲載し、今後の研究に役立つことを期待したい。紹介にあたり、在番奉行の総括を前半に、後半には琉球在番奉行系図から読みとれることを整理することとする。

琉球在番奉行は薩摩藩が琉球支配のために那覇に駐在させた責任藩吏であり、琉球に対して藩権力を代表する機関ともいえる。琉球王府のある首里の地ではなく、琉球最大の貿易港那覇を選んだのは臨検等による実質的な貿易監視等を職務としたためであろう。

慶長一四年（一六〇九）島津氏の侵攻により、琉球は薩摩藩の支配領域に組み入れられ、実質的な独立を失った。しかし、薩摩藩は琉球の存在意義を明への進貢貿易による利潤確保に求めたため、琉球王国の体制は堅持され、薩摩藩・明国両属の形態が維持されることになった。

薩摩藩の琉球支配の基本方針は、慶長一六年の「掟十五カ条」に顕著にみられるように、薩琉間の商品流通の統制から対明貿易の独占へと、一環した貿易管理政策といえる。薩摩藩の意図した対明貿易の開拓はならず、琉球を仲介とする進貢貿易が唯一の貿易形態となった。進貢貿易を管理・拡大する役割が極めて重要な課題となった。この任務を遂行するため寛永七年（一六三〇）冬、川上忠通・菱刈重栄の兩名に琉球派遣が命ぜられたのである。琉球着任は翌八年であるが、派遣の段階では琉球在番奉行の任命まではいっていない。

任務の背景は薩摩藩の財政事情の悪化にあった。藩は既に財政難に陥り、寛永八年四月には琉球から中国への進貢貿易に必要な渡唐銀の借銀を京都で賄い、借財五百貫のうち百貫を琉球に送っている。今回調達し

た渡唐銀の運用を琉球王府と協議し、貿易を管理する役割を担っての川上忠通の特任派遣であったようである。任用には「ケ様の儀始て被仰付、向後御国之御重宝ニ罷成儀候」と、貿易管理専任の意義を評価し、藩の財源補填となることを大いに期待した。

一方、寛永八年一〇月晦日付の藩主家久から川上忠通宛て書状には、大明国王が派遣する冠船への対応は重要であるから藩より二名の者を派遣するので熟談するようとの旨が令達されている。

明から琉球国王・尚豊襲封のために冠船（冊封使）派遣が予定されている。薩摩藩は冠船対応担当として新納忠清・最上義時を特別に琉球に派遣した。いわば冠船奉行である。京都で調達された進物は屏風・扇子・茶壺・下食籠・鞍籠等であり、冊封使への進物であった。新納・最上の兩名と前述の進貢船担当で着任済の川上忠通は、来春（寛永九年）来航予定（実際は同一〇年）の冠船対応のための協議にはいった。このように琉球での貿易維持は、冠船・進貢船貿易経営から琉球往來の薩摩以外の船舶の監視まで幅広く、藩財源への転化の期待も大きく、責任重大な職務となった。

#### 一 初代琉球在番奉行は川上忠通

琉球出兵後は本田親政・蒲地休右衛門が監督のため滞琉した。以来琉球支配のために薩摩藩は駐在の派遣を継続しているが、今回の川上忠通派遣は琉球や薩摩藩を取り巻く様相が違っていたのである。寛永八年五月の伊勢貞昌書状に「始て為奉行川上又左衛門尉被遣候」とあることより、琉球在番奉行の初見は寛永八年、初代琉球在番奉行は川上忠通といえる。「藩法集」には琉球在番奉行は川上忠通・菱刈重栄の兩名として

いるが、菱刈重栄は川上と一緒に琉球使者として派遣され、重要な役割を果たす人物ではあるが在番奉行ではない。同年一二月に冠船（対策）奉行の新納忠清・最上義時の帰帆に際し、行動をともし、その後も菱刈は翌九年再度渡琉し、同年中の帰藩となっている。

琉球在番奉行所の藩吏の主だったものは、琉球在番奉行一名・禄高の多少にかかわらず主従一五人賦、付役四名・うち二名は主従五人賦、二名は主従四人賦、筆者・与力で構成されている。一時期ではあるが、大目付筋より横目役が派遣され、付役の上席とされるが詳細は不明。奉行の在任期間は一詰二八ヶ月、渡海の際は文銀一五〇枚が下賜されたとある。在番奉行への任用は物頭とあるが、実態は、番頭・当番頭・目付・納戸奉行・物頭・鎗奉行・弓奉行等多種であった。なかには、冠船奉行兼務が二例確認できる。初代付役は中馬吉兵衛・家村与市郎・藤井助左衛門・長倉弥右衛門、その外の随員に医師祐玄、町人塩津千太夫がいたことが知られる。

寛永九（一六三二）年の文書に「御借銀七千貫目（一四万両）余御座候、琉球口より唐之才覚ならてハ御返弁不罷成」（『旧記雑録後編』五、五六三）と、借銀は七千貫に及び、返済に琉球口貿易を充てる旨が述べられている。借銀返済の手立ては琉球口貿易以外にはないという切迫した藩の財政事情と琉球口貿易の位置付けが明確になされたものといえる。貿易利潤を藩財源の切札とし、目的遂行のための機関が在番奉行所であり、冊封使来琉対応の特命を受けて渡航したのが冠船（対策）奉行といえる。冠船奉行の役割は不明確であり、在番奉行と協調して貿易利潤確保のための条件整備であろうことが推定される。前出借銀史料は寛永九年八月二七日付、最上土佐守義時・新納加賀守忠清より金武王子外

二名の琉球王府責任者宛であり、冊封使来琉を機に進貢船貿易拡大策「三年二度之進貢之事」を王府より中国側に進言することを強要したものである。このことは、貿易利潤を財源とすることでは薩摩藩と琉球王府は目的を同じくするものである。琉球口貿易の渡唐銀調達等は薩摩藩によってなされ、西欧大航海時代の展開で衰退の一途にあつた琉球は島津氏侵攻・支配というなかで、琉球口貿易の進貢物調達は薩摩藩の責務となつたのである。蛇足ながら、当時は幕府の鎖国政策以前の自由に海外雄飛が可能だつた朱印船貿易時代であつた。

初代奉行川上忠通は功績により百石の加増がなされ、寛永一〇年、町田久則と交代している。「史料八」では、初代在番奉行川上那覇出帆を同一一年とし、「琉球在番奉行系図」にある町田勘解由の任期が寛永一〇年より同十二年とあることにより、初代川上から二代目の町田就任との関係を一〇年に交替し、一一年川上の帰藩とみる。

参考に寛永九年高樛写（旧記雑録後編）五、五九三では、初代川上三三七石・二代町田三九五石、菱刈六五六石・最上四〇一石。

先島支配では、寛永一八年から慶安二年迄八重山大和在番が異国船の漂着及びキリシタンの取締りのために設けられていた。

## 二 大和めきたるもの禁止

薩摩藩の琉球支配の主たるものは進貢貿易による利益確保であるが、その目的を遂行するには、琉球支配が宗主国中国に知られないことであつた。そのため、冊封使滞琉時には、在番奉行は那覇から浦添間切城間村に移り隠れ、その期間も半年前後から八ヶ月に及んだ。

進貢貿易の維持は琉球王府にとつても死活問題であり、首里王府は

「冠船付締方申渡候書」で趣旨の徹底をはかった。大和めきたる物が隠蔽の対象となるわけだが、大和年号・大和書物・器物・大和歌などを禁じ、また、もし大和船を見られたら宝島船であると偽るよう指示し、当然冊封使節員との接触も禁止された。

薩摩藩の琉球支配の役所は、琉球派遣の在番奉行所と鹿児島城下に設置した琉球館である。琉球館は琉球王府の代表の在番親方の居館であり、親方は江戸上りの時には副使を勤めた。琉球館は旧名琉球仮屋で天明四年（一七八四）の改称である。居館及び琉球貨物の倉庫、薩摩藩庁との折衝、上国琉球役人の宿舎と多面的機能を有した。鹿児島城下士・商人の琉球館出入りは制限され、藩からは琉球館聞役・蔵役が担当している。一方、琉球王府派遣の琉球館は鹿児島城下と福州にある。福州柔遠駅は進貢使節宿泊機関であるが、琉球が独占使用したことから琉球館の名称となつたとある。

### 「史料一」

琉球江之御使川上又左衛門尉・菱刈伴右衛門尉へ被 仰付之由 御意候付、可相付人数之儀、其元二而可有談合事、

琉球へ可被遣銀子、京都二而可成程可被致才寛由申上候事、

先書二申候相模守殿へ可有談合事、

（旧記雑録後編）五、三三六

### 「史料二」

琉球へ可被遣之由候而、於京都御借銀五百貫目之事、從此方如申遣候御同心にて百貫目被召置、四百貫目ハ早々御上せ候、慥爰元へ相届、

御借銀返弁、又ハ御買物之代などへ相払候事、

〔旧記雜録後編〕五、三三三

〔史料三〕

寛永八年辛未、家久為求吾所無之物於大明国、以百貫目余銀、渡琉球国、使川上又左衛門忠通為奉行、忠通至彼弁其事甚便利、而盡已奉公、至後世亦為国家、家久聞之感賞其功、而賜百斛之祿田、球国在番之奉行始于此時、委見于左書矣、

〔旧記雜録後編〕五、三九五

〔史料四〕

一從琉球表唐へ銀子過分ニ被差渡候儀、近年之御談合ニ而始而為奉行川上又左衛門尉被遣候処、於彼地一段精を入、諸事仕様共神妙ニ候つる由、被及聞召候、ケ様之儀始而被仰付、向後御国之御重宝ニ罷成儀候、殊又左衛門尉儀、專可被召仕歳相ニ候条、自今以後ハ、御旅之御供彼是ニ可被召仕候、又、息之儀も成人之事情条、面々ニ御奉公可被申候少身にて可難成与 思召候間、少分ニ者候へ共、先々今度地行百斛、為御加増可被遣之由、被 仰出候事、

二町田勘解由事、数年致在江戸帰国候処、無程又左衛門尉為替被遣、別而辛勞之儀候、是も父子面々ニ御奉公之儀候、就中今度琉球江被罷渡候時分、於中途舟破損候処、別而被入精、御物之銀子過分ニのせ置候を、皆々取上無異儀由候、手前之荷物者悉すたりたる様ニ聞召候、尤如此社可有之儀候得共、人ニより御物を致大形ニ、我身を能様ニ仕事多々有之儀候処、ケ様之儀も神妙ニ思召候、是も少身にて御奉公可難

続候条、地行百斛御加増可有之由被 仰出候事、

〔寛永八年〕

〔旧記雜録後編〕五、三九六

〔史料五〕

同年十月二十八日、家久贈書於中山王、是明春大明国王將渡勅旨於球国、賜王冠於国司、家久聞之則以有要用、故使新納加賀守忠清・最上土佐義時、渡楫彼国矣、

〔旧記雜録後編〕五、四五九

〔史料六〕

態呈一輪候、仍來春從大明国王至于貴邦被差冠船之由、其間得候、定別有間敷与存候、就彼船着岸要用之儀申付、新納加賀守・最上土佐守渡楫候之間、可然之様ニ御熟談所希候、於様子者、口上ニ相達候条、不具候。

〔寛永八年〕十月廿八日

中納言家久 花押

進獻

中山王

〔旧記雜録後編〕五、四六〇

〔史料七〕

其地へ渡海永々滞留勞煩之段察入候、來春從大明国王被差渡冠船之由候間、要用之儀ニ付兩使相越候旨趣、可然之様ニ熟談尤候也、謹言、

〔寛永八年〕十月晦日

家久 花押

川上又左衛門尉殿へ

〔旧記雜録後編〕五、四六二

同十年酉秋御使下国也、

甲斐右京

同年冬御使下国也、

〔旧記雜録後編〕五、四六二

〔史料八〕

〔琉球在番系図之中〕

初代

川上又左衛門

中馬吉兵衛

家村与市郎

藤井助左衛門

長倉弥右衛門

医師祐玄

町人塩津千太夫

寛永八年未那霸入津也、同十一甲戌十八出帆、在番之初也、

二代目

町田勘解由

菱刈半右衛門

寛永八未川上某同前二那霸入津、同十二月彼地差越、

同九年申彼地より出船也、

新納加賀

最上土佐

肥後仲左衛門

山口伊左衛門

医師道益

寛永八未之冬、為諸事見合下国也、

渡辺阿波

肝付伝右衛門

寛永九申之冬下国也、

平島休右衛門

〔史料九〕

寛

一唐へ年中に御物銀子千貫目も、可被相渡談合肝要候、

春秋冬三度船可被相渡事、付毎年可為如此事、

一御物銀子唐へ可持渡、那霸之方府御扶持人二可被召成事、

一本琉球従先規相定儀、不入事者、此度可被相改事、

一琉球談合衆之内、心持二様ニ御座候由、其聞得候、心持悪衆者、鹿兒

島へ被指上候へ、於此地可致穿鑿事、

一来年唐之冠船着津候者、道之島つゝ、き狼烟之火立談合之事、

〔旧記雜録後編〕五、四六六

〔史料一〇〕

尊翰之趣畏拜見仕候、然者從唐 勅使可有渡海之様子、御上様就被聞召

上候、為 御使華川上又左衛門尉殿・菱刈伴右衛門尉殿御下向被成

候、王位直ニ菱刈伴右衛門尉殿迄被申出候、猶追而可得御意

候、

〔旧記雜録後編〕五、四七九

〔史料一〕

寬

一琉球江向後銀子可被相渡由、委承届候、当春、川又左衛門殿・菱半左衛門殿を以、三司官へ右之談合申遣候、其後新加賀守殿・最土佐守殿二而、尚々細申遣候、前々者王位之舟ニ如差荷、御銀被遣候、舟之取仕立、唐ニて之礼銀・加子賃・飯米并爰許江糸積登せ候入目等まで、此中ハ琉球方之失墜ニ而候間、自今以後者、從此方も、算用を以可被遣之由、申渡候、又大島を茂一節本琉球江御付候而、唐口之商買くつるき候様ニ、御頼あるへきとの談合候事、

〔旧記雜録後編〕五、五〇七

〔史料二〕

公聞封王使將至琉球。是歲遣使菱刈半右衛門尉重榮。川上忠通贈尚豊太刀馬銀幣若干事。既而公欲託琉球買唐物。以償宿債。又遣新納加賀守忠清。最上土佐守義時命忠通監其事。向上。越明年。重榮還。忠通留鎮琉球。號為在番奉行。有功劳。三年而還。賜之世祿百石。

〔島津国史〕卷之二十四

〔琉球在番并冠船奉行系図〕

《一》寬永八年未

川上又左衛門（☆忠通）

《一》寬永八年より同九年まで

菱刈半右衛門（重榮）

《一》寬永八未之冬為諸事見合

新納加賀（忠清）・最上土佐（義時）下国ナリ

《二》寬永九申之冬、渡辺阿波下国也

《三》寬永十酉秋、平島休右衛門為御使下国也

《四》寬永十酉冬、甲斐右京為御使下国也

《二》寬永十年より同十二乙亥年迄、町田勘解由（☆久則）

《別一》寬永十二乙亥冬、村田郷右衛門為御使下国也

《三》寬永十三丙子より同十四丁丑迄、野村大学（☆元綱）

《四》寬永十四丁丑より同十五戊寅迄、相良權兵衛（☆頼貞）

《別二》寬永十四丑之冬、上原鼓介為御使下国也

《五》寬永十五戊寅より同十七庚辰迄、河多（☆阿多か）内膳（☆忠榮）下国也

《別三》寬永十五寅冬、伊東仁右衛門・平田狩野為御使下国也

《六》寬永十六年己卯より同十八年辛巳迄、肥後長左衛門（☆盛行）

《七》同十八年辛巳より同廿年癸未迄、鎌田源左衛門

《八》同廿年より正保二年乙酉迄、猿渡新介（☆信商）

《九》正保二年乙酉より同四年丁亥迄、諏訪李右衛門（☆兼清）

《一〇》正保四年丁亥より慶安二年己丑迄、鎌田左京（☆政喬）

《一一》慶安二年己丑より同四年辛卯迄、諏訪勘左衛門（☆甚左衛門正兼）

注①

《別四》同三年新納刑部為御使下国也

木上築右衛門右（為か）御使下国也

《一一》慶安四年辛卯より承応二年癸巳迄、二（仁）礼左近（☆右近頼国）

《一二》承応二年癸巳より明暦元年乙未山田弥九郎（☆有隆）

《一四》明暦元年乙未より同三年丁酉迄、頼娃右京

《一五》明暦二年丙申冬、冠船為奉行高崎惣右衛門・本田六左衛門下

国也

《一五》明暦三年丁酉より万治二年迄、川上將監（☆久□、□記載なし）

《一六》冠船之儀二付、本田右衛門為御使下国也

《一六》万治二年己亥より同三年迄、長谷場兵右衛門（☆純正）

《一七》万治三年庚子四月十一月より寛文二年壬寅迄、佐多六郎兵衛

（☆公郎兵衛忠利）

《一八》寛文二壬寅年より同四年甲辰迄、比志島内記（☆国安）

《一七》寛文三癸卯冬より同四年辰六月迄、桂李之丞・広瀬次郎兵衛

《一九》寛文四年甲辰四月十二日那覇入津、己七月朔日病死、東郷権左

衛門

（☆拾五左衛門重仍）

《二〇》寛文五乙巳十月十日より同六年丙午迄、三原伝左衛門（☆重隆）

《二二》寛文六丙午十月十八日より同八年戊申迄、諏訪仲左衛門（☆兼郷）

《別五》北谷親方・恵祖親方之儀二付、伊勢勘右衛門下国、北谷恵

祖者打首也

《二三》寛文八年戊申より同十年庚戌迄、岩切彦兵衛（☆信□）

《二三》寛文十年庚戌より同十二年壬子迄、黒葛原周右衛門（☆忠□）

《二四》寛文十二壬子より延宝二甲寅迄、伊東次郎右衛門（☆祐之）

《二五》延宝二年甲寅より同四年丙辰迄、弟子丸市之介（☆宗□）

《二六》延宝四年より同六年戊午迄、阿多六兵衛（忠成）

《二七》延宝六年戊午より同八年庚申迄、井上五郎左衛門

（☆上井五郎左衛門兼重）

《二八》延宝八年より天和二年壬戌迄、伊地知新左衛門（☆重昌）

《二九》天和二年より同四年甲子迄、若松彦兵衛（☆久白）

《八》天和三年より同四年甲子迄、平山次郎右衛門（☆忠知）御用人

役 肥後平右衛門（盛富） 冠船奉行也

《三〇》天和四年より貞享二（三か）年丙寅迄、大田内蔵之介（☆内蔵

助）

注②

《三一》貞享三年より同五年辰迄、新納武左衛門

《三二》元禄元年より同二年己巳迄、三原次郎左衛門（☆重□）

《三三》元禄二年より同四年辛未迄、村尾源左衛門（☆重栄）

《三四》元禄四辛未より同六年癸酉迄、三原次郎左衛門（☆重□）

《三五》元禄六年より同九年子夏迄、川上右京

《別六》元禄六年酉十二月十六日佐鋪王子様見送として入津也、戊

五月□□日出船、菱刈次郎兵衛 ※□□は虫喰

《三六》元禄九子春より同十一寅迄、肥後主膳（☆盛□、□は康か）注③

《三七》元禄十一年より辰（同十三年）五月廿四日迄、向井市之丞友貞

《三八》元禄十三年より同十五年午迄、蒲生十郎兵衛清賢

《別七》元禄十三より同十五年迄、柏原市右衛門公門

《三九》元禄十五年四月より同十七年申七月迄、高崎四郎右衛門（☆能

盈）

《四〇》元禄十七年より寛（宝か）永三年戊六月迄、伊集院嘉右衛門（

久品

《四一》宝永三年丙戌三月三日より同(五年) 戊子五月廿四日迄、伊地

知八郎兵衛(☆重澄)

《四二》宝永五年二月より、中神七右衛門(☆頼常) 御目付役

《四三》宝永七年三月より、清水弥兵衛 御目付役同年八月廿九日病死

《四四》正徳元年卯十一月より同四年甲午六月迄、伊地知越右衛門(☆

重澄)

《四五》正徳四年午二月より同六(年申脱か) 四月迄、西八左衛門(☆

八右衛門長雄)

《四六》正徳五(六か) 年丙申三月下国也、讃良権左衛門 物頭御役申十

月廿四日病死

注④

《四七》享保三年戊戌三月五日より翌年四月十四日、病死中原伊兵衛

(☆尚口)

《九》享保四年冠船奉行相良権太夫 御役御用

《四八》享保五年より同七年寅六月迄、谷山長右衛門

《四九》享保七年寅三月より同九年辰五月迄、市来勘左衛門政洪

《五〇》享保九年辰三月より山口左衛門利兼 巳十二月十七日死去

《五一》享保十一年午三月十一日より、山岡権太衛門久房 御役物頭也

(☆権大左衛門)

《五二》享保十三年申三月より、山田四郎兵衛有勝 御役物頭也

《五三》享保十五年山岡権大左衛門久房 注⑤

《五四》享保十七年子四月より同十九年寅六月まで、蒲生十左衛門 御

役物頭

(☆十郎左衛門清高)

《五五》享保十九年寅三月十四日那覇入津、(二十) 卯二月四日死去、

伊集院善太夫 御役物頭

《五六》享保二十年卯八月廿七日より、野村勘兵衛良昌

《五七》元文三年より同(五年) 申六月迄、吉利左右衛門久副 御役物頭

《五八》元文五年申二月より(寛保二年) 戌六月迄、仁礼十兵衛 御番

頭西七月廿八日死去

《五九》寛保二年戌二月より、桂平六左衛門 御役物頭

《六〇》延享二(延享元年か) 丑十二月(墨消し) より、吉利左左衛門

久副 御役御番頭

注⑥

《六一》延享三年寅二月より、高橋七郎右衛門(☆種敏) 御役物頭

《六二》延享五年辰二月より、讃良善助(☆貞口)

《六三》寛延三年二月より宝曆二申六月迄、弟子丸与次右衛門(弘充)

御役物頭

《六四》宝曆二申二月四日より同四年三月迄、島津矢柄(☆久壽) 物頭

《六五》宝曆四年より(六年) 子六月迄、弟子丸与次右衛門弘充 御役

物頭

《六六》宝曆六年子□月より、山岡斎宮久澄(□は虫喰)

《六七》宝曆八寅三月より、園田紋八実□

注⑦

《六八》宝曆十辰二月より同十二年四月迄、本田新次郎 御役物頭

《六九》宝曆十二より同十四迄、園田紋八

《七〇》宝曆十四より明和三戌三月迄、西平太純房 御役物頭

《七一》明和三亥正月より子(五) 六月迄、伊地知嘉右衛門季置 注⑧

《七二》明和四亥正月より、九良賀野八郎



《七三》 明和六丑正月より、平田平太左衛門

《七四》 町田幸太郎実裕 御役物頭

注⑨

《七五》 安永三年午正月より、西田嘉左衛門 未十二月於琉球死去

注⑩

《七六》 安永七年戌正月廿三日より子夏迄、伊集院伊膳

《七七》 安永九子より、北条十左衛門

《七八》 天明二寅より、畠山数馬

《七九》 天明四辰より、堀四郎太夫

《八〇》 天明六年より、樺山助之丞

《八一》 天明八申より、河野外記

《八二》 寛政二戌より、渋谷喜三左衛門

《八三》 寛政四子より、平田孫太郎

《八四》 寛政六寅より、北条加之助

《八五》 寛政八辰より、谷川次郎左衛門

《八六》 寛政十午より、島津相馬

《八七》 へ一〇 寛政十二申より (享和二) 戌八月上国、新納隼見 冠

船奉行兼務御役鐘奉行

《八八》 享和二戌二月より、村橋佐膳

《八九》 享和四年子正月より (文化三) 寅夏上国、藤野休右衛門

《九〇》 文化三寅正月より (五) 辰春上国、北条織部

《九一》 へ一一 文化四卯三月より小笠原彦六郎 冠船奉行兼務御役弓

奉行

注⑪

《九二》 文化七午春より、渋谷喜三左衛門貫通

《九三》 文化九申春より、土持権之丞

《九四》 文化十一戌正月より、平田掃部 御役当番頭

《九五》 文化十三子春より、島津十太右衛門 御役当番頭

《九六》 文化十五寅より、山田新助

《九七》 文政三辰より、梅田九左衛門

《一》 文政四巳より、

《九八》 文政五年午より、森川孫六長植 物頭

《九九》 文政七年より、高城六右衛門 物頭

《一〇〇》 文政九年戌より、渋谷喜三左衛門 (貫通) 当番頭

《一〇一》 文政十一子より、山田直記 御鉄炮奉行

《一〇二》 文政十三寅より、町田平 御鐘奉行

《一〇三》 天保三辰より、吉利主馬 当番頭

《一〇四》 天保五年より、倉山作太夫 御鉄砲奉行

《一〇五》 天保七申より天保九戌九月二日死去、高田尚五郎 御納戸奉行

《一〇六》 天保十亥正月より同十一年子より詰越、近藤彦左衛門 御鉄

炮奉行

注⑬

注⑫

引用史料は、名越左源太「琉球在番并冠船奉行系図外二も段々書留有之」〔常不止集「五之巻」〕より、原文史料である。但し、読点及び行頭のへん

《》漢数字は、内容を把握するための整理区分で、筆者によるものである。旧字は常用に改めた。へん印は冠船奉行、《》印は在番奉行である。原本は特に冠船・在番奉行の区別はなく、在番奉行に比して冠船奉行関係は一段下げて書いてあるが、在番奉行と冠船奉行の混淆だけでなく、両者のいずれに属するのかわからない個所もあるため《別》と表記し、区別した。右記のように三種類のマークによる区分となった。

繰返しになるが、番号は原本にはなく、筆者が付したものであり、補足したものもある。在番奉行に番号を付することは便利ではあるが、確定史料ではなく、危惧されるが、今後より正確な在番一覧作成のための基礎作業であることを考え、奮勇をもって付したものである。また、(一)書きも筆者による。但し、☆印は武藤長平氏の「薩摩及び南島の支那語学奨励琉球在番奉行一覧」(鹿島図書館)によって人物名は補足、《五四》は同史料によって補完したものである。同史料は寛永八年から宝暦六年までの在番奉行及び付役衆を収載している。書式事例をあげる。

「寛永十三年 野村大学助元綱

付役竹之下膳左衛門

酒匂千兵衛

赤松宮内左衛門

家村与兵衛

市米藤左衛門

名越左源太史料と武藤史料との人名等の差違は、後者を括弧書きの上、☆印を付して示した。

記載事項の注記について

注①引用史料「在番奉行系図」では二代目在番に充てているが、「史料八」〔旧記雑録後編「五、四六三」〕のように、二代目ではなく、初代在番川上忠通に付添い渡航し、冊封使対策を藩の冠船担当と琉球王府と協議した人物である。重要な役務を果たしたが在番奉行には就任していない。

注②貞享二年と原文にはあるが、丙寅は貞享三年であり、次の在番奉行の就任時期とも符合するので、貞享三年が適切である。

注③肥後主膳は、☆盛□とあるが、ある個人所蔵の系図に肥後盛康とあることから、□は康とする。

注④正徳五年は乙未、丙申は正徳六年、☆は正徳六年としている、正しいと判断される。就任年内に死亡し、二年半におよぶ在番不在期間となる。

注⑤本史料では欠落、☆により補完。

注⑥「延享二丑十二月」は墨消し、任期から「延享元年」が適切か。

注⑦□は読めない。名越左源太の筆写段階で解読できないままの筆写であろう。文字になっていない。

注⑧明和三亥は誤り。明和三年は戌、亥年は明和四年であるが、前任者の関係からは明和三年戌が適当か、また、子六月の子は明和五年となる。それに伴い《七二》との関係では《七一》が正しいとすると《七二》と重複することになる。在番奉行列記を不適当とするよりは、記載年代が不適当とすることが適切であろうか。

注⑨年代が明記されていない。前後五年の期間があるため二年か三年任期かが確定できない。明和八年か明和九年(安永元年)のいずれか

であろう。

注⑩《四八》同様、在番就任内に死亡し、次の在番就任まで満二年間の不在期間があったことになる。

注⑪現任在番奉行就任中であり、翌五年に冊封使来航を控えて対策及び担当することが予定される奉行として、前年に派遣したものは、適切な史料を欠く。

注⑫表記のように年代のみ記載しているが、前後の期間が二年であることから、単なる誤記と推察される。

注⑬就任年が不明。

### 一 琉球在番奉行と冠船奉行

「在番奉行系図」から、何が読みとれるのか。「藩法集」等に記載されている勤務年数・在番就任前職、渡航時期・帰帆時期などが記録と比較できるか。比較の前に、併記されている冠船奉行については、中国からの冊封使来航年度を掲げる。冊封使対策のために藩が派遣したのが冠船奉行であるが、任務の内容などは具体的に明記したものはない。「冊封使渡来年表」(『沖繩大百科事典』)から、該当年度内の冊封使来航年度と藩の冠船奉行派遣の時期を比較確認する。

寛永一〇(一六三三)年六月九日～十一月九日

〈一〉・〈二〉は冠船来航の前、〈三〉・〈四〉は来航後に派遣されたことになる(引用「史料八」)。

寛文三(一六六三)年六月二十五日～十一月四日

〈七〉は、冠船奉行の明記はないが、年度が適応している。

天和三(一六八三)年六月二十六日～十一月二四日

〈八〉冠船奉行就任の平山忠知は御用人からの派遣である。

享保四(一七一九)年六月一日～翌年二月一六日

〈九〉冠船奉行就任の相良権太夫は御用人からの派遣である。

宝暦六(一七五六)年七月八日～翌年一月三〇日

該当する冠船奉行の派遣はみられない。

寛政一二(一八〇〇)年五月一二日～十一月二日

〈一〇〉冠船奉行就任の新納隼見は在番奉行赴任のまま冠船・鐘奉行を兼務している。在番奉行赴任は冊封使来航前年である。

文化五(一八〇八)年五月一七日～一〇月五日

〈一一〉冠船奉行就任の小笠原彦六郎は在番奉行赴任のまま冠船・弓奉行を兼務している。在番奉行赴任同年の冊封使来航である。

天保九(一八三八)年五月九日～一〇月二〇日

該当する冠船奉行の派遣はみられない。

寛政一二年・文化五年については在番奉行が冠船奉行を兼務したことを示し興味深い。宝暦六年・天保九年については冠船奉行の派遣が記載されていない。在番奉行が冠船奉行を兼務した事例があったことを指摘するに留める。明・清交替は幕府の対応を迫り、幕府・薩摩藩・琉球の連携と意思のなかで明和三年の派遣がなされた。冠船奉行の派遣については今後の検討が必要であろう。

また、〈五〉・〈六〉は冠船奉行の派遣と明記しているが、冊封使の来航はみられない。

### 二 在番奉行の規定と実際

①在番奉行の人員について

(規定)「琉球在番奉行一人」(『藩法集』下、四三二五)

(実際) 『藩法集』(下、四三二六)では初代在番奉行について「寛永八年、琉球在番奉行、川上又左衛門・菱刈半右衛門へ被仰付、是始歟」とし、在番奉行二名あげているが、諸史料から川上忠通だけが奉行といえる。初代も例外でなく、在番奉行は一人である。

②任期について

(規定) 「琉球詰二十八ヶ月」(『藩法集』下、四三二四)となっている。

即ち、在番詰めは二年四ヶ月となる。

(実際) 事例からもほぼ認められるが、二年や四年の事例もある。

二年は六例、三年は五八例、三年と推定されるもの二五例で、三年の合計は八三例であり、「琉球詰二十八ヶ月」に適合するものが多い。任期途中死亡例は六例で、一年が二例・二年が三例・三年が一例となっている。四年任期は四例。なお、任期途中死亡の場合の次期在番奉行派遣は、翌年が三例、翌々年一例、三年目一例もある。死亡年内の派遣事業例はない。

③再任について

(規定) なし

(実際) 再任事例は三原次郎左衛門・山岡久房・吉利久副・弟子丸弘充・園田紋八の五例がある。五例ともに継続して任ぜられた事例はない。参考までに再任された奉行の前職と転任職について、三原次郎左衛門は記載なし、山岡久房は前職物頭、吉利久副は前職物頭・転任番頭、弟子丸弘充は前転職ともに物頭である。全体的傾向は認められない。個別的なものか。

《四二》伊地知八郎兵衛(重澄)と《四五》伊地知越右衛門(重澄)とは同一人物かどうかは不明。《八二》・《九二》・《一〇〇》の洪

谷貫通は三度就任したことになるが、初任から三度目には三六六年に及び、同一人物かどうかは不明。

④在番奉行の格と前職について

(規定) 「拾五人賄料」(『藩法集』下、四三二四)  
(前職)

鉄砲奉行 《一〇一》 《一〇四》 《一〇六》

弓奉行 冠船奉行兼務 《九一》

鑓奉行 冠船奉行兼務 《八七》、《一〇二》

物頭 《四六》 《五一》 《五二》 《五四》 《五五》 《五七》

《五九》 《六一》 《六三》 《六四》 《六五》 《六八》

《七〇》 《九八》 《九九》

納戸奉行 《一〇五》

目付 《四二》 《四三》

当番頭 《九四》 《九五》 《一〇〇》 《一〇三》

番頭 《五八》 《六〇》

前職は小姓与番頭・当番頭が上位のほうで、目付は在番奉行と同格  
一五人 役料、納戸奉行・物頭・鑓奉行・弓奉行・鉄砲奉行と続くが  
いずれも一四人役料である。寛政一〇年から「物頭」は鑓・弓・鉄砲  
の三奉行の総称となっている。(『藩法集』下、四〇二八)。物頭から在番  
奉行への就任が多い。また、鉄砲奉行から納戸奉行までは一四人賄料  
である。このように物頭から在番奉行への就任として認知されていた  
ようである。目付は在番同格、番頭・当番頭からは役料的に降格のよ  
うであるが、役得的な面があったのか、また、文化一三年より天保三  
年迄の期間にかなり集中していることなど、今後の藩政研究との絡み

の課題ともいえる。

⑤ 兼任について

(規定) 冠船奉行との兼任規定はない。

(実際) 冠船奉行は職制の中ではみられない。中国側から冊封使派遣が予定される特別な状況で任命される臨時の特命奉行といえる。冠船奉行に関する史料は少なく、在番奉行との兼務に関する史料もない。実際に、在番奉行とは別に派遣されている事例と、在番奉行が兼務した二例が確認される。冠船奉行を兼任した二例の前職は鑑奉行・弓奉行であり、両奉行職は物頭格である。

三 在番奉行の渡航と帰帆

琉球渡航の時期について「航運の時季は、琉球へは夏一回、琉球よりは春・秋二回」(『鹿児島県史』)とあるが、次にあげる史料や琉球在番の渡航時期、季節風などから考えると県史は全く逆のことを書き誤っている。結論的には「航運の時季は、琉球へは春・秋二回、琉球よりは夏一回」となる。

〔薩摩から琉球下り〕

〔春下り、二月より三月迄〕「秋下り、九月より十月迄、依年、十一月上旬迄」

〔藩法集〕上、八〇四

〔薩州よりは春二月三月、また九月十月に琉球江渡来申候〕

〔薩州旧伝集〕「通航一覽」卷二十二

〔二月三月九月十月の北あなぢの風を用ゆ〕

〔四夷八蠻船行記〕「通航一覽」卷二十二

〔琉球から薩摩上り〕

〔六月末より七月迄：閏月有之、八月上旬迄〕

〔藩法集〕上、八〇四

〔琉球より五月末より七月中に渡来申候〕

〔薩州旧伝集〕「通航一覽」卷二十二

〔戻りには六月七月のませ風を用ゆ〕

〔四夷八蠻船行記〕「通航一覽」卷二十二

以上が、幕府蒐集史料『通航一覽』や薩摩藩史料である。概略琉球下りは、春二月・三月と秋九月・一〇月・年により一月初旬迄と、二回の航海とされる。一方、薩摩上りは、五月・六月・七月・閏年は八月上旬迄と、適切な季節風の時期を示している。

在番奉行赴任で那覇入港月日を明記したのは二例にすぎない。《一九》四月一二日・三月一四日で、閏年は関係ない。薩摩上りを明記したのは《八六》が八月上旬とあるが、冊封使滞琉中であり、特別な事情のもとである。

〔在番奉行系図〕の「(年号)年〇月より(年号)年〇月迄」の「〇月より」は任命された月か赴任出発か赴任到着か琉球での引継ぎか明記したものがなく、残念ながらわからない。「〇月迄」の意味も同様に不明である。しかしながら、一三例にいたっては、少なくとも前任者の終了期間と後任者の開始月いずれも重複していることがわかる。

宝永三年の引継ぎは、三月三日から六月迄の四ヶ月間

宝永五年の引継ぎは、二月より五月二四日迄の四ヶ月間

正徳四年の引継ぎは、二月より六月迄の五ヶ月間

\*正徳六年の引継ぎは、三月下国より四月迄の二ヶ月間

享保七年の引継ぎは、三月より六月迄の四ヶ月間

享保九年の引継ぎは、三月より五月迄の四ヶ月間（閏年四月）

\*享保一九年の引継ぎは、三月一四日那覇入津より六月迄の四ヶ月間

元文五年の引継ぎは、二月より六月迄の五ヶ月間

寛保二年の引継ぎは、二月より六月迄の五ヶ月間

宝暦二年の引継ぎは、二月四日より六月迄の五ヶ月間

明和三年の引継ぎは、正月より三月迄の四ヶ月間

\*享和二年の引継ぎは、二月より八月上国

\*文化三年の引継ぎは、正月より夏上国

那覇入津の語句は明確な内容であるが、下国は抽象的であり、他の例と同じく不明とせざるをえない。右にあげた一三例は慣例・藩指定の琉球下りの時期二月・三月が一例であり、二例が正月となっている。

薩摩上りは、五月・六月・七月とされ、三月・四月が各一例、八月の

一例は冊封使滞琉という事情である。

琉球下りでは、渡航事例は四例あり、八月一回（この年閏三月があり、九月に相当）・一〇月二回、十一月一回とほぼ季節風の月にあたっている。明確な史料が提示されない限り不明としか報告できない。

あくまで推測の域をでないが、後任者が春風で渡航し、前任者が秋風で帰帆したことをしめしているのではないだろうか。両者の重複期間を業務引継ぎ期間及び風待ちの猶予を含めた調整期間といえるのではないだろうか。『旧記雜録追録』に、「元禄一二年春に在番奉行に任命された蒲生清賢について「同十五年夏任而清賢等帰薩府」と、夏迄が任務期間であったことを示している。今後の新たな史料発掘に期待したい。

在番奉行の移動は基本的には春渡航、夏帰帆であった。秋渡航した四例のうち、一例だけが帰帆時期を記しているが、それは夏六月である。

## 付録

琉球在番奉行関連史料でここに収載したい史料が二点あるが、紙幅の制限から『旧記雜録追録』一、七四八号文書は活字かされ、入手できる史料であるので、名越左源太「常不止集」から

「琉球在番へ被相（仰か）渡置候 御條書之写」

「并船頭水主江每朔読聞せ候 御條書之写」

「付落平水取方之條書之写」を全文紹介する。

（読点は筆者による）

## 條々

一 琉球之義、遠国ニ而御心遣被 思召為在番被差越之儀ニ候間、御城下之応御法式、万端入念可被相勤儀可為肝要、遠海ニ而渡楫之時節も有之儀ニ候得者、御当地より時々之御仕置難達御事候間、奉行并付役人邪儀之働無之様可被心懸候、酒宴遊興縦先例たりといふとも、不道理と存候訳も於有之者付役人中遂吟味正道可被相勤候、勿論琉球方仕置之善悪、其外を付致見分御心得ニ可成儀ハ無油断委細可被申越候、奉行人并付役人至迄私欲ケ間敷儀堅可為停止、尤不依何色国司蔵方江借物之儀御禁止ニ候条、弥堅固ニ可被相守候事、

一 在番之奉行江三司官其外役々用事申來候剋取次を以被承之由候、右通二而每物滯又者互二旨趣不承達儀茂可有之候、向後ハ奉行可被致対談候、若又致対談儀者時宜次第付役又并与力二而成共可承之、尤三司官其外之役人御用付而見廻之節終日不申談候而不叶砌、輕料理出候儀者可為心次第、酒宴之取持仕馳走ケ間敷儀令停止候事、

一 奉行人懇意之琉球人を不相応之官職等二取持之儀可為無用、尤琉球人より賄賂之音物一切受用有間鋪候事、

一 付役之人勤方二付而諸間切江可差越剋、兼而日取之日限無相違人馬等之費無之様可被相心得儀肝要候、尤所より之馳走曾而受用有間鋪候事、

一 在番之面々諸所江差越多人数を催致狩候儀可為停止、生類御あわれミ付而狩殺生之儀從

公義被 仰渡趣も有之候、於琉球茂可有遠慮候、尤猪鹿田島を荒候二付而打候儀ハ可為各別事、

一 在番奉行より国司申請之儀ハ先年 御禁止二被 仰出置候間、弥以可相守其旨候、且又奉行人琉球江令帰帆二付而首里城内江罷出候剋任取持長座仕無礼之所行無之様可被心掛候、相定候外国司より被召寄候共御断申達可然候、尤城外二而も国司より馳走之催雖有之断申達候様内々可被致覚悟候、且又中城王子佐敷王子江も相定候付届之外猥致見舞候儀可為停止候事、

一 琉球人宅江奉行并付役人毎度差越馳走を請、酒宴いたし、万端みたりかましき儀可為停止、御用之外令参會儀無用候、且又付役人首里江不差越候而不叶用事於有之者用事之分ケ奉行人具承届之可差免候、尤用事相仕舞候ハ、早速可令帰宿候、一宿之儀ハ勿論夜更候迄罷居候儀も可 為禁止、無扨用事二而も首里江毎度差越候儀堅令制禁候、惣而琉

球人江心安致参會不依何色無心之所望別而可有遠慮候事、

一 先年より奉行人并付役之家來下人共於琉球女を召置子共(供)令出生致商売候二付而、帰帆之節琉球江残置、数年居付候躰二而罷居候者も有之由、又者病氣之由二而残置候者も有之由、旁以不可然事候間入念相改、右之者共妻子者取放し不残可相帰候、若改大方之儀も於有之者可及沙汰事、

一 於琉球奉行并付役女を被召方々遊山二為罷越儀も有之由、奉公人二不成合無作法之所行二候、向後之儀堅固可被相慎候、又者地下之女を近付ケ其縁引二而勤方二付而最負偏頗之儀も可有之候間、右躰之儀無之様相慎尤二候事、

一 奉行并付役之家來下々無作法之儀無之様堅く可被申付候、就中酒女之戒可為肝要、第一耽利欲二諸物入札之節家來共入札之人數二相加り、しめ買いたし、町人同前二商売仕諸事所之妨二成候由、畢竟主人之申付緩故不屈之仕形二候、向後右躰之儀氣を付稠敷可被申付候、且又右家來共琉球人より諸物を請取鹿兒島二而相払代銀可差下由致契約品々持上り代銀之首尾相滞、琉球人致迷惑候儀も為有之由候、此儀も連々申付大方故右式二候間、万端入念稠鋪可被申付候、付家來下人共首里其外諸間切振売二差越候儀堅令停止候事、

一 奉行并付役之家來分二御当地より商人を召連罷下仕繰商売など為仕候付而不宜出入等も有之、且又質物を取置地下人二銀錢米等を借シ付候人も為有之由不可然候、向後右躰之儀堅可為停止、為在番被差越候処其身之勝手を存、士二不似合商売為仕候儀者有之間鋪事候得共、万一一了簡違之人も可有之候間可被入念候事、

一 奉行并付役人被置候水夫之外何色二而も諸間敷候、且又在番之面々代

合相濟候節何角ニことよせ乗船致延引儀可為停止、尤在番歸帆之節奉行并力乗船壹艘、付役之乗船壹艘たるへき事、

一 奉行并付役人薪用ニ那霸辺之用木猥伐取候儀可為無用、御当地より被差下置候、以権柄右之仕形無之様下人共江慎可被申付候事、

一 穀物船之儀、何角と令遲滞日和後ニ成、破損船等茂有之由候間、米其外諸物急度積入毎年六月廿九日限堅固出船可被申候、若違背之儀於有之者至在番人も可及沙汰候、但国司用物船者可為各別候、且又穀物船之儀、御船手吟味之上差下事ニ候得者船具等旁堅固可有之候儀ニ候得共於琉球茂船具等能々為見届穀物可為積之、若心遣ニ見及候船於有之者先余船ニ為積之、其船者随分船拵いたさせ、追而積荷可被申付候事、

一 穀物船那霸致出船間切相替候得者其湊ニ致滞留候儀も有之由候間、付役人を相廻日和次第早速出船可被申付候、且又船改ニ罷越候剋船頭より之馳走を請候儀堅可為停止候事、

一 船頭水主共を奉行并付役人私用ニ付而召仕、本のま、或課役ヲ懸船頭水主造作を請候事可為停止候、且又運賃并諸物積乗せ候儀ニ付而奉行付役人ニ賄賂之進物いたし、船頭水手共勝手ニ罷成候様取持候人も可有之候間、右舩之進物何色ニ而も受用有間鋪候事、

一 御当地より罷下候水手共船中之用ニ刀脇差召乗せ、於琉球封之印ニ而在番所江差置歸帆之節相渡筈候処、近年者其身江為致所持候儀も有之由不可然候間、前々之通在番所江取上ケ召置歸帆之節可被相返候事、

一 船頭水手共致気任候ハ、科之輕重ニより過籠過銀相応ニ可申付候、御法様之儀候間宥赦有間鋪候、惣而船頭水主共江申付様漸々緩ニ罷成、琉球人ニいたり聊爾之為舩茂有之由相聞得候、右舩之仕置等專可被入念事、

一 運賃船積荷碇先次第ニ可被申付之、或在番之乗船、或琉球人乗船、又者国司奉行人等之荷物を乗来候など、申立候を取持候而碇先ニ召成荷物為積候儀堅可為停止、且又琉球人御当地江渡海乗船之儀ニ司官より望次第可被申付候事、

右條々堅固可被相守之、前々より段々被仰渡置候御捷、當時之御仕置ニ不相応之儀も有之由候間相しらへ令増減、一紙ニ相認之可申渡之旨被 仰出候付、代々之奉行人勤方善悪之儀をも一々令承知、此節相改申渡候間被得其意入念可被相勤候、尤付役人江も之趣髓ニ可被申渡之、向後在番代合之節、此條書堅固可被次渡之候、右之外異国方之儀ニ付而者永禄九年永禄ハ大中様御代也琉球未不入御手前也不審 子九月委細御條書申渡置候通、弥以可被相守其旨者也、

肝 付 主 殿印  
種 子 島 藏人印  
島 津 中 務印

元禄十三年辰二月三日

琉球在番奉行

在番假屋において毎朔詭聞せ候筈なり

條々

琉球行之船頭水手共多人数之儀候間、万事相慎無作法之儀無之様可被申付候、滞留中船宿之外脇方江罷在候儀堅令停止候事、

一 船頭水主共酒女之戒を令忘却遊女所江宿いたし、猥ニ酒宴遊興いたし、万端我儘を働、地下人ニ強儀を申掛刺琉球士方男女ニ於途中無礼を



いたし、法外之儀をも為仕者為有之由其聞得候言語同断不届候、向後右躰之者於有之者籠舎申付置鹿兒島江可被申越候、応科之輕重ニ急度曲事可被仰付候事、

一 従前々琉球上下之船ニ致往来儀御禁止ニ候間、弥以可相守之、且又船頭水手船中自分著用之外刀脇差弓鉄炮并玉薬具足鎗長刀惣而兵具持下儀堅可為停止候事、

一 船頭水主御法度を相背候節者寺領ニ而申分ケいたすの由候得共、向後者咎之輕重を相糺相應之過料、又者籠舎可被申付候事、

一 船頭水主衣類如御定可為木綿布、尤帶下帶等ニ至迄木綿布之外堅令停止事、

一 博奕打事前々より御禁止之儀ニ候、若相背族於有之ハ船頭者致書状鹿兒島江可致差上之、水手者百日籠舎申付其上科料銀壹枚可被申付之、勿論水主博奕打候ハ、其船之船頭同類ニ而無之共同断之科料銀可被申付候事、

一 諸船頭水主那覇村之外ニ罷出候節ハ在番所より手形を出、其日中ニ右之手形可相納之、且又振売之儀者御禁制之儀ニ候處、首里迄も差越致振売候者跡々為有之由不届ニ候間、向後右躰之者於有之者其咎可被申付候事、

一 船頭水主万売物かけニ入付儀并借シ物之方ニ地下人を下人分ニ召成儀堅令停止候、尤押買押売同断之事、

一 船頭水手於琉球女房を迎所帶相立候儀、前々より御禁止之儀ニ候間、弥以向後堅禁止可被申付候、且又地下人致祝言候付而船頭水手共より、或水を懸、或祝物を遣致酒宴儀堅令停止候事、

一 船頭水主琉球江居付候儀、従前々御禁止之儀候處、妻子を持多年罷在

候者も有之由不可然候間、右式之者入念相改帳面ニ委細相記鹿兒島江可被差越候事、

一 仕上せ米船頭方江未請取以前運賃米相渡候儀令禁止候、水手飯米無之由断申出候ハ、其船応人数可被相渡事、付私荷物積上せ候ハ、其品々書出之送状を請取、鹿兒島御役所江差出下知次第自分荷物可請取之事、  
一 荷物積入候船何方之湊ニ而も日待之間船頭水手猥ニ陸地江下候儀可為停止、勿論遊女通用一切令禁止候事、

一 諸船那覇致出船間切相替其湊ニ緩々滞船仕候儀令禁止、且又於道之島致日和待之由ニ而數日令滞留致仕繰候由其聞得、自今以後右躰之儀於有之者於鹿兒島御僉議之上越度ニ相究候ハ、向後琉球下り差留、其上曲事可申付候事、

一 在番之奉行并付役代合之節荷物乗下シ乗船之水手其外爰元より之下船之水手ニ可被申付之地下人ヲ召仕候義令停止候事、

一 大清より琉球江買渡候糸巻物於琉球密々致商売候哉、抜荷物有之由其聞得候、縦地下人より船頭水主共江唐買物之品々密々相払度之由申者有之候共曾而買取間鋪候、若此旨致違背之輩於有之ハ急度可被申出候、稠敷其咎可被仰付候事、

右條々堅固相守候様船頭水主共江可被申渡之船頭水手御法度様を疎ニ存御掟を令忘却、惣而驕りケ間鋪儀而已有之由候、毎月朔日在番所江召出之、此條目之趣慥可申聞之、若相背者於有之者可被逐披露候為見懲ニ候間、御僉議之上其科可被仰付候、尤此條書在番代合之節慥ニ可被継渡之者也、

肝付主殿  
種子島藏人  
島津中務

元禄十三年辰二月三日

琉球在番奉行

琉球にて水取場遠方故前後争事候間、在番所より條書相定船頭水主江  
誦聞せ候條書之写

覚

一落平水琉球方差立候水取之船二者船手方板印相立可替候、其節ハ前後  
無構先番二水とらせ可申事、

付大和船并地下人共ニ最初より水取掛居候ハ、其船を限仕廻板印相

立候船江可相讓候、

一船頭水主落平水取方之儀、地下人水取掛居候節ハ取仕廻候まで相待、  
夫より船何艘罷居候共前後無構先番二水取可申事、

一於水取場地下人小舟等ニ而乗組罷在候節も無用捨橋舟を乗懸又者自由  
一於水取場地下人小舟等ニ而乗組罷在候節も無用捨橋舟を乗懸又者自由  
ケ間鋪儀共申懸候跡々為有之由候、向後右躰法外之儀曾而致間鋪候、  
若理不盡之致方相聞得候者屹と可及沙汰候事、

一落平水取場大和船より最初一円取拵置于今修甫等も仕来候様相心得候  
者も有之由候、其内修甫迄を相調候儀ハ為有之由候得共、右用水之儀  
ハ專仮屋用并諸入用事ニ而琉球方より取仕立為被置場所候條、以後右  
式之心得違有之間敷事、

付此以後水取場及破損候共無大和人より修甫致間敷候、此旨琉球  
方定式ニ相見得候事、

右者落平水取方前之儀ニ付、此節及口論致喧嘩候処より以後何様有之  
可然哉之旨琉球方及相談、此節より右之通相定候條具得其意、向後大

形有之間敷候、尤那霸久米村并地下之船々江者琉球方より被申渡置筈  
候條大和諸船頭共致得心、水手之ものとも水取ニ差越候節、時々右之  
趣申聞可差遣候、此旨至後年不致忘却堅固相守違背有敷者也、

延享五年辰六月

在番奉行